

## 記入見本：シンガポールでの確定裁判に基づく離婚の場合

<b>離 婚 届</b>		第 号		公館印	
令和 7 年 11 月 4 日届出 在シンガポール日本国 大使 殿 (フリガナ) 氏名 夫 リム チョンペン 妻 リム ナツコ (1) 生年月日 西暦 1990 年 5 月 7 日 平成 2 年 2 月 20 日 住所 所 シンガポール共和国 ナッシュモード16 ブロック123 02-10号		書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通 知			
(2) 本籍 (夫または妻が外国人のときはその国籍) 東京都千代田区霞が関二丁目2 筆頭者 リム 夏子 (夫の国籍 シンガポール共和国) 父母及び養父母の氏名 父 母 ウヨン タン メイリン 母 長男 冬美 養父 繁柄 養母 養子					
(3) 離婚の種別 □上、離婚裁判の最終判決日を記入してください。 □調停 令和 年 月 日成立 □訴訟の認諾 令和 年 月 日認諾 □審判 令和 年 月 日確定 → □判決 令和 7 年 10 月 31 日確定					
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 記入不要					
(5) 未成年の子の氏名 夫が親権を行なう子 リム 三郎 リム 四郎		妻が親権を行なう子 リム 三郎 リム 四郎			
(6) 同居の期間 平成 5 年 12 月から 平成 7 年 10 月まで (同居を始めたとき) (令和) (令和)					
(7) 別居する前の住所 シンガポール共和国 ナッシュモード16 ブロック123 02-10号					
(8) 別居する前の世帯の主な仕事と 職業例示表(「離婚届に係る記入上の注意点(共通)」の項に掲載)を参照し、「最も近い職業分類の番号」又は「具体的な職業名」のいずれかを記入してください。					
(9) 夫婦の職業 夫の職業 01 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をすることだけ書いてください) 妻の職業 00					
(10) その他 令和7年10月31日、シンガポール共和国家庭裁判所にて離婚裁判確定。同判決書謄本を添付。 上記の記入例を参考に、離婚裁判の確定状況及び判決書謄本を添付した旨を本欄で記入してください。 署名欄・押印欄共に、ブランクのままで当館に持参願います。届出人となる日本国籍の夫又は妻に当たる方に、当館窓口にて署名いただきます。(押印は任意)					
届出人署名 (※押印は任意)		夫	妻	印	
事件簿番号					

<b>証 人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)</b>	
署名 (※押印は任意)	印
生年月日	年 月 日
住所	
本籍	番地 番

**記入不要**

### 記入の注意

**戸籍に記載の通り、ハイphen等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。**で書いてください。  
されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。

- ①台湾
- ②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

▶ 3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。

養父母についても同じように書いてください。

▶ 4. □にあてはまるものに□のようになしをつけてください。

**婚姻の際に、「外国人との婚姻による氏の変更届」によって氏を変更した方は、離婚に伴い、ご自身の氏が婚姻前の氏(旧姓)に自動的に戻ることはできません。シンガポールでの離婚の成立日から3か月以内に、「外国人との離婚による氏の変更届」を提出することで、家庭裁判所の許可を得ることなく、婚姻前の氏に戻すことができます。(離婚届との同時提出も可)**

なお、「外国人との離婚による氏の変更届」が提出された場合、同一戸籍内の子の氏についても、上記の婚姻前の氏に自動的に変更されますので、ご注意ください。

ても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻裁判所発行の最終判決書(Final Judgment)に子の親権者に係る記載がある場合、それぞれの子の氏名を、該当する親権者の欄に記入してください。共同親権の場合は、父母の欄に子の氏名をそれぞれ記入してください。

**離婚届の提出時点で同居している場合は、「別居したとき」の欄全体(年月の欄を含む)を二重線で消除し、「その他」の欄に、「まだ別居していない。」と記入してください。**

方については、戸籍謄本の提出が必要になります。  
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合はその「よみかた」をカタカナで併記してください。

12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

(面会交流)

- 取り決めしている。
- まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされており、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

(養育費の分担)

- 取り決めしている。取決め方法 : (公正証書 それ以外)
- まだ決めていない。

該当するものに□を記入



このチェック欄についての法務省の解説動画

(届出人の連絡先及び電話番号)

Mobile: +65-XXXX-XXXX ← E-mail: g2134q5s8\_sample@ne6r7o90

ジー イチ キュー アンダーエム エル エヌ アール オー ゼロ  
バー